

平成 18 年 9 月 1 日（金）
午前 9 時 58 分から 11 時 40 分
宇都宮市役所 14 大会議室

第 3 回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第3回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

- ・会長 佐藤 栄一
- ・副会長 手塚 順一 手塚 照夫
- ・委員 諏訪 利夫 山崎 守男 櫛淵 澄江 佐々木英明
築 郁夫 高梨眞佐岐 松田 仁一 宇梶 清夫
江連 功 斎藤 勝 古橋 正好 福島 邦夫
五月女伸夫 白坂喜美雄 須藤 貢 高橋 栄一
平賀 貴子 南木 昭男 小島 俊一 福田 正男

2 欠席者

- ・委員 中村 祐司 沼田 良

3 出席した事務局職員等

- ・事務局長 浜崎 道夫
- ・事務局次長 鈴木 治
- ・議会部会部会長 溝口 博司
- ・総務部会部会長 五井淵治夫
- ・保健福祉部会部会長 加藤 俊夫
- ・産業部会部会長 渡辺 政行
- ・建設部会部会長 津田 利幸
- ・上下水道部会部会長 鈴木 敬一
- ・行政経営課長 高井 徹

4 議 事

- 報告事項
 - 〔報告第6号〕 各種事務事業の取扱いについて
 - 〔報告第7号〕 地域自治制度（素案）について
- 審議事項
 - 〔議案第30号〕 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 〔議案第31号〕 地方税の取扱いについて
 - 〔議案第32号〕 町名・字名の取扱いについて
 - 〔議案第33号〕 交通関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第34号〕 消防団関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第35号〕 社会福祉・援護関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第36号〕 高齢者福祉関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第37号〕 障害者福祉関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第38号〕 児童福祉関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第39号〕 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
 - 〔議案第40号〕 商業・観光・工業関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第41号〕 農林水産関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第42号〕 建設関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第43号〕 都市計画関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第44号〕 水道関係事業の取扱いについて
 - 〔議案第45号〕 下水道関係事業の取扱いについて
- その他

午前 9 時 5 8 分 開会

事務局〔浜崎事務局長〕

それでは、定刻まで若干時間がございますが、皆さんおそろいでございますので、ただ今から第 3 回宇都宮地域合併協議会を開会いたします。

本日の会議につきましては、副会長を含む委員 24 人中 22 人のご出席をいただいておりますので、協議会規約第 8 条第 2 項の規定に基づく、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは初めに、会議に先立ちまして、佐藤会長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

佐藤会長

皆さん、おはようございます。本日も、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

きょうで第 3 回目の協議会となるわけでございますが、7 月 31 日に第 1 回目の合併協議会をスタートいたしましてから 3 回目となります。大変タイトなスケジュールの中で、皆様方には大変ご苦勞をおかけしているかと思いますが、来年 3 月の合併までは、残すところ約半年となりました。相当ペースを上げて、皆様方のご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますけれども、本日は、地域自治制度の素案、そして合併協定項目の具体的な内容をお示しさせていただきまして、皆様方にご協議を賜ればと、そのように考えております。

ぜひ忌憚のないご意見をいただきながら会を進めてまいりたいと思いますので、本日の第 3 回目の会議も、なにとぞご支援、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

事務局〔浜崎事務局長〕

それでは、ここで、本日の会議資料の確認をお願いいたします。

資料は全部で 7 部でございます。まず頭が、本資料、「第 3 回宇都宮地域合併協議会」という厚い資料でございます。次に、資料 1「各種事務事業の取扱い調整状況一覧等」というつづりがございます。なおその後ろに、A 4 判 1 枚で、「報告済案件に係る正誤表」というものがございます。

その次に「資料 2 - 1」、「資料 2 - 2」、「資料 2 - 3」というつづりがございます。「資料 2 - 1」は、「地域自治制度（素案）について」の概要版、A 3 判の 1 枚でございます。次に「資料 2 - 2」で、「地域自治制度について」の素案がでございます。次に「資料 2 - 3」で、「地域行政機関の主な事務事業について」のつづりがございます。最後に

「資料３」，ちょっと厚い資料でございますが，「参考資料」といたしまして，本日の議案第３０号から第４５号までの参考資料がつづられておりますので，ご確認をお願いしたいと思います。お手元に不備な点がございましたら，お手を挙げていただきたいと存じます。

いらっしゃいませんようですので，それでは，早速会議に入らせていただきます。

会議の議長は，協議会規約第８条第３項の規定に基づきまして，会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

それでは，会議を進めてまいります。

まず，会議次第３でございます。「会議録の署名委員の選任」をさせていただきます。本日の会議録署名委員でございますが，お二方選出をさせていただきます。まず，宇都宮市の諏訪利夫委員と，そして河内町の高橋栄一委員，お二人をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして，会議次第４の報告事項に入らせていただきます。報告第６号「各種事務事業の取扱いについて」，事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ご説明をいたします。本体資料の１ページをお開きいただきたいと思います。

報告第６号，「各種事務事業の取扱いについて」。各種事務事業の取扱いのうち，次の専門部会が所管する事務事業について，次のとおり調整したので報告する。「１ 産業部会所管事務事業」，「２ 上下水道部会所管事務事業（下水道関係）」，「３ 議会部会所管事務事業」。

それでは，「資料１」をご覧くださいと思います。「各種事務事業の取扱い調整状況一覧等」という資料がございます。よろしいでしょうか。表紙をめくっていただきまして，１ページ，「各種事務事業の調整状況【総括表】」をご覧くださいと思います。

「１ 調整の状況」についてでございますが，総事務事業数２，０６２件のうち，前回の協議会で未報告となっております「産業部会の１９５事業，上下水道部会の下水道関係の４２事業，議会部会の３９事業の合計２７６事業」につきまして，調整の方向性が整理されましたので，今回報告するものでございます。なお，前回，第２回の協議会に提出いたしました資料では，総事務事業数が２，０６５件となっており，今回は３件減ってございます。これは，産業部会の調整の際に統廃合されたものが３事業ほどあるということでございます。

「２ 今回報告する事務事業内訳」をご覧くださいと思います。２７６事業のうち，「（１）現行のまま新市に引き継ぐ」ものが６９事業，「（２）原則として宇都宮市の制

度を基準に合併時に調整，一元化する」ものが162事業，「（3）原則として宇都宮市の制度を基準に，合併までに方向付けを行い，新市に移行後，速やかに調整する」ものが14事業，「（4）新市に移行後も当分の間現行どおりとし，段階的に調整する」ものが23事業，「（5）廃止の方向で調整する」ものは8事業でございます。

次，2ページをお開きいただきたいと思います。事務事業276件のうち，その調整状況につきまして，主な例を掲載しております。「（1）現行のまま新市に引き継ぐもの」といたしまして，宇都宮市の「ふるさと宮まつりへの開催支援事業」，上河内町の「地域交流館（梵天の湯）運営事業」などがございます。

「（2）原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの」として，1市2町で行っている「中小事業向け融資事業」，同じく「下水道受益者負担金・分担金賦課」などがございます。

「（3）原則として宇都宮市の制度を基準に，合併までに方向付けを行い，新市に移行後，速やかに調整するもの」として，上河内町，河内町で行っております「商工振興委員会の運営」，宇都宮市の「食料・農業・農村基本計画」などがございます。

「（4）新市に移行後も当分の間現行どおりとし，段階的に調整する」ものとして，宇都宮市，上河内町の「商工団体への補助事業」，上河内町，河内町の「有害鳥獣駆除事業」などがございます。

「（5）廃止の方向で調整するもの」として，上河内町の「農業後継者育成研修事業」，上河内町，河内町の「猟友会の育成」などがございます。

なお参考といたしまして，2ページ最下段に，総事務事業数2,062件につきまして，各市町でそれぞれ実施している事業の件数を掲載してございます。

次，3ページから13ページまでは，276事務事業につきまして，部会ごとに事業の調整の方向性を掲載してございます。ここで，調整の方向性につきまして，何項目かご説明をいたします。

3ページをご覧いただきたいと思います。No.20，「商工振興委員会の運営」ががございます。この事務事業は，上河内町，河内町の2町のみで行っているものでございますが，「原則として宇都宮市の制度を基準に，合併までに方向付けを行い，新市に移行後，速やかに調整する」としてございます。これは，「商工業の振興を含め，地域振興を検討する全庁的な組織に協議の場を移行する」との考え方から，「宇都宮市の制度を基準に速やかに調整する」としたものでございます。

次，7ページをお開きいただきたいと思います。7ページ，No.146の「農業構造改善センター」，No.147の「農事集会所」ががございます。この2事務事業はともに河内町のものでございますが，施設の利用形態が，どちらも地域の集会所あるいは体育施設などであるため，ここは地域のコミュニティ施設としての位置づけで調整を図ることとし，「宇都宮市の制度を基準に，合併までに方向付けを行い，新市に移行後，速やかに調整す

る」としたものでございます。

同様の事務事業はほかにもございますが、説明は省かせていただきます。

各種事務事業の調整案の説明は以上でございますが、ここで訂正をさせていただきたいと存じます。「資料１」の後に正誤表をおつけしてございます。前回、第２回の協議会におきましてお諮りいたしました「各種事務事業の取扱い調整状況一覧等」の資料の中で、事務事業名に誤りがありましたので、おわびをして訂正するものでございます。よろしくお願いしたいと思います。

以上で、報告第６号の説明を終わります。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。報告事項の第６号でございますが、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告第６号はご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、報告第６号につきましてご承認いただいたものといたします。

続きまして、報告第７号「地域自治制度（素案）について」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔高井行政経営課長〕

それでは、報告第７号「地域自治制度（素案）について」、中間報告をいたします。

「資料２－１」、Ａ４横のものが一番上についている資料でございますが、ご覧いただきたいと存じます。「資料２－１」、「地域自治制度（素案）について」でございます。これにつきましては、第１回目の合併協議会におきまして、基本方針を了承いただきました。これに基づきまして、地域自治制度の小委員会で検討してまいったところでございます。本日、中間報告するものであります。

この概要であります。基本的に「概要版」で説明を差し上げます。左上の、「第１地域自治制度の必要性と目指すもの」でございますが、「１」の地域自治制度の「必要性」であります。それから「（１）自治体内分権の推進」、それから「（２）住民自治の拡充」、「（３）地域におけるまちづくりの仕組みづくり」という必要性から設置するものであります。

また２の地域自治制度の「目指すべきもの」というところでありますが、「（１）身近な場所での総合的なサービスの提供」、それから「（２）魅力ある地域づくりを通した豊

かさの創出」ということで、これらを目指し、制度構築するものであります。

下に移りまして、「第2 基本姿勢と基本的な枠組み」ということでありますが、「1 基本姿勢」、制度をつくるに当たっての基本姿勢であります、「(1) 宇都宮地域独自の制度」ということでありまして、その下の中点に書いてありますが、地域の実情に即した制度を構築していく、また、より良い制度として発展させるため、適宜、検証・改善を実施していくという考え方でございます。

「(2) 地区行政を先導する制度」ということでありまして、現在、宇都宮市で進めております地区行政を先導する制度と位置づけまして、新市としての一体性を速やかに確保する考えで臨んでまいります。

また、「(3) 簡素で効率的な制度」ということでありまして、地域の自主性を尊重しつつ、合併のメリットである行財政の効率化に配慮した制度設計をするというものでございます。

下の「2」であります。制度の「基本的な枠組み」というところでありますが、これは下に書いてありますように、「地域行政機関」、密接したサービスを実施するもの、それから「(2) 住民代表組織」、地域の総意を形成し、行政に反映する機関、この2つが両輪となって、基本的な枠組みとして地域自治制度を構築するものであります。

続きまして、右の欄となりますが、「3」といたしまして、もう少し具体的な「制度の概要」であります。「1 地域行政機関」、「(1) 執行体制」の「ア」でありますが、「法的位置付け」として、「地方自治法に基づく「支所」」、それから「イ」として「地域自治センター」という「名称」、それから「ウ」の「組織」につきましては、1つ目の中点ですが、「本庁の部長に準ずる職を地域自治センターの長として配置」する。また2つ目の中点、「内部組織は全体の統一性を確保し、センター毎に適切な規模・体制を整備」する。3つ目の中点ですが、「地域自治センターの所管は自治振興部」とするということでもあります。

その下に点線で囲っているところでありますが、「担当部門の類型」であります。1つ目として「地域経営担当部門」、それから2つ目の類型として「地域コミュニティ担当部門」、それから3つ目、「市民サービス担当部門」、それから4つ目として「産業建設担当部門」から成り立つものであります。

「(2) 主な事務事業」であります。「ア 基本的な考え方」、「住民に密着するサービス、あるいは住民代表組織の支援・協働事業を対象」とし、また「総務部門などは、合併に伴い統合し、効率化」するものであります。「イ」の「主な事務事業」、「2 3 1 事務事業」として、後ほど説明いたします。

「(3) 予算」につきましては、「ア 行政サービスに係るもの」として、「窓口サービスや保健福祉の相談などの行政サービスに係る経費は、過去の実績を踏まえ、予算の原案等を立案」するものであります。また「イ 地域づくりに係るもの」ということで、

「地域の課題解決，個性ある地域づくりに係る経費につきましては，新市の全体方針に沿って，住民代表組織の意見をもとに，事業ごとに計画を策定し，その計画に基づき，予算の原案を立案」するものであります。

「２ 住民代表組織」につきましては，「（１）法的位置付け」につきまして「地方自治法に基づき，条例で定める「附属機関」といたしまして，「１０年間の時限条例で設置」するものであります。

「（２）名称」につきましては，「地域自治協議会」とする。

また，「（３）役割」につきましては，「当該地域のまちづくりに関する審議・答申，提案」，２つ目の中点，「当該地域に係る合併市町村基本計画の執行状況に対する意見陳述」，３つ目の中点として，「当該地域が関連する全市的な計画等の策定に当たっての意見陳述」であります。「（４）組織」につきましては「２０人以内」，「（５）任期」につきましては「２年」ということであります。

以上が「概要版」での説明でございます。

その後ろのとしてあるものが，「地域自治制度（素案）」の本体でございます。「資料 ２－２」と右肩上に書いてございます。基本的に今の「概要版」で説明いたしましたが，若干補足説明いたします。

この「素案」の２ページをお開きいただきたいと存じます。下の方に図がございますが，これにつきましては基本方針の中でもご説明いたしましたが，「地域自治制度のイメージ図」ということでありますが，現状の「地区行政^１」が左側の方に，それから右側の方に，「地域自治制度」について，行政サービスあるいは地域のまちづくり機能において，現状の地区行政から機能・権限等，高いものでありますが，これを地区行政の「将来像」として位置づける。そしてまた，右側に書いてありますように，「地区行政」を先導する部分であるということで，一定期間後，検証し，整合性を確保していくという考えであります。

続きまして，４ページの左側の「図２ 地域自治制度のイメージ図」をご覧くださいと思います。中央部分に「地域自治制度」，２つから成り立つということで，先ほど説明しましたように「住民代表組織」，地域住民等の代表で選出された住民代表組織，それから下の方に書いてあります「地域行政機関」，この地域行政機関につきましては，左側に本庁組織がありますが，本庁においては，「広域的な視点から行うことが必要な施策・事業」，「全市的に行うことが効率的な施策・事業」等の業務を行い，また「地域行政機関」においては，「地域の特性を生かした事務事業の実施」，「地域に密着したサービスの提供」と，役割分担をして進めるものであります。

続きまして，７ページをご覧くださいと存じます。「図３ 地域自治センターの組

^１ 地区行政 地方分権時代にふさわしい自立した自治体の確立と地域主体のまちづくりの実現に向け，地域の総合行政拠点を軸とした身近な地域での一層の行政サービスの拡充や，市民との協働の推進など，住民主体の地域づくりを進めるもの。

織・機構図」でございますが、このとおり、自治振興部が所管する「地域行政機関」を設置するというものであります。

11ページをご覧ください。「組織」につきまして、地域代表組織、住民代表組織の構成等につきまして、先ほど説明しました「20人以内」ということでありまして、そこに（4）の「 から 等から構成する者の中から市長が委嘱する」というものであります。

以上、雑ばくであります。素案の内容でございまして、その次の資料、「資料2-3」というのが右上に付いているものであります。これが先ほどの「地域行政機関の主な事務事業」ということで、「231事務事業」が載っております。

この1ページの「1 地域行政機関の総務的業務」として、（1）から、下の方に（4）まで記載されております。

2ページに移りますと、「2 住民生活」ということで、「（1）コミュニティ」から、「（2）窓口」、「（3）安全・安心」、あるいは、右のページ、3ページに移りますが、「（4）国保年金」等の事務が、それぞれ分野ごとに記載してございます。

また4ページに移りますと、「3 税務」関係の業務、それから「4 保健福祉」系の業務、大変ボリュームのある分野でございますが、「（1）保健」、「（2）介護保険」、右のページ「（3）社会福祉」、「（5）高齢者福祉」等でございます。

6ページでございますが、「（6）障害者福祉」等の業務が書いてありますが、下の方に、網掛けがされている一番下の所の「 」などは、「現在は宇都宮市のみで実施しているもの」を新たにお問い合わせの部分とか、「 」の所については、「各町においては県が実施している」、町には福祉事務所等がございませんので、県で実施している、あるいは中核市の業務として宇都宮市が実施しているものも部分的にお問い合わせのもので、そういう印でございます。

8ページになりますと、「5 産業」系の業務、分野、それから9ページ、「6 建設」系、「（1）都市計画」、「（2）道路」系の業務、それから10ページ、「7 教育」関連業務、11ページ、「8 その他」の業務ということでございます。

以上、「地域自治制度（素案）」につきましてご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。「地域自治制度」につきましてのご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

宇梶委員、よろしくお願いいたします。

宇梶委員

上河内，宇梶清夫でございます。この「素案」につきまして，若干質問をいたしたいと思います。

第１点といたしまして，「地域自治センター」の長を「本庁の部長に準じる職」にするという規定が盛り込まれておりますが，この人は，庁議^２に参加できる資格を持っているのでしょうかということを質問いたしたいと思います。それに相まって，私どもがかねてからお願いしております「特別職」のことにつきましては何の言及もされておきませんが，この点について，小委員会ではどのような論議があったかということをお尋ねいたしたいと思います。

それから，その次に，地域行政機関の中で，９ページの「ア」と「イ」ですが，その中で，一応予算に対する立案，編成を認めている項目がございますが，どの程度地域行政機関に，予算の編成権と言えはちょっと大げさでございますが，「予算の編成権と執行権」を認めているのか，その部分がどの程度であるかということをお尋ねいたしたいと思います。

それから次に，住民代表組織のことを，地方自治法の「附属機関」として，「条例に基づいて設置する」としてあります。これは非常に結構なことではございますが，その名称が「協議会」となっております。これは法律の趣旨からいっても「審議会」にするのが当然ではないかと思っております。地方自治法におきまして，あるいは合併に関する法律においても，いわゆる「審議会」になるということが当然ではないかと思っております。

以上，３点につきまして質問をいたしたいと思っております。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。宇梶委員からの質問でございます。

それでは，事務局，お願いいたします。

事務局〔高井行政経営課長〕

委員の質問にお答えいたします。

１点目の「センターの長が庁議に出席するかどうか」というところでございますが，この地域自治制度の基本設計という部分で構築しておりまして，本庁の部長に準ずる職であるという部分までを定めておりまして，その具体的な取扱い等につきましては，今後の準備作業での検討課題だと考えております。

２点目の「特別職の設置」で，これにつきましては，第１回の合併協議会でもご意見をいただいたところでございますが，これにつきまして，小委員会において検討しているところでございますが，何らかの特別職が必要ではないか等々の意見も出ておりまして，基本的に，その特別職がどのような役割あるいは機能を果たすのだろうか，あるいはまた，

^２庁議 市政運営に係る重要事項の審議や総合調整を行う合議機関

地域行政機関の長や地域自治協議会との関係、役割分担等を含めて、その必要性やその役割等につきまして、現在もまだ検討しているところでありまして、今後も検討していくことでございます。

3番目の「予算」につきましては、この地域行政機関の内部に設置するには、課を設置するということとなっております、予算の編成といいますか、予算を立案し、要求する、それからまた具体的な執行権を有するものであると考えております。

それから4つ目となるわけですが、「地域自治協議会の名称」というところがありますが、これにつきましても、小委員会の中で、まだいろいろなお意見をいただいたり、アドバイスをいただいたりしておりまして、そういう意味でも継続検討ということになっておりますが、基本的には附属機関でありながら、その役割等の、あるいは住民の合意形成を、さまざまな協議を重ねて作っていくという部分で「協議会」というものであります、ほかに「審議会」がいいのではないかと、「会議」がいいのではないかとのご意見もいただきまして、これにつきましても、小委員会の中で継続して検討していくこととなります。

以上でございます。

議長〔佐藤会長〕

宇梶委員。

宇梶委員

ただいまのご意見につきまして、いろいろ論議の余地があると思いますけれども、特にセンター長がこれからの1つの課題であるということですが、是非ともセンター長の資格というものを、部長に匹敵するクラスであるということをおっしゃっておりますが、部長並みの資格を与えることによって、地域の民意が反映されると思いますので、今後、これを十分に討議して、いわゆる庁議に参加できるような位置付けをしていただきたいと思います。

それから協議会の問題でございますが、私は、「協議会」と「審議会」は組織の性格がほとんど別だと思います。そういう意味におきましても、ぜひ「審議会」という名称を付けていただきたいと強く要望いたします。

以上でございます。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにございませんので、報告第7号につきましては、ご承認をいただけま

すでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、報告第7号につきまして、ご承認をいただけたものといたします。

続きまして、会議次第5の「審議事項」に入らせていただきます。

まず議案第30号になります。「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」、事務局の説明を求めます。

事務局〔溝口議会部会長〕

議会部会長であります、宇都宮市議会事務局長の溝口でございます。

合併協定項目の議案をご説明いたします前に、「資料3」の「参考資料」の1ページをご覧いただきたいと存じます。これは、「合併協定項目の審議状況」を一覧表にまとめたものでございまして、本日の協議会におきましては、5番の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」以下、1ページから3ページまでの太字枠で囲っております、記載しております16項目をご審議いただくものでございます。

それでは、議案についてご説明いたします。もとの本資料に戻りまして、3ページをご覧ください。議案第30号「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」、ご説明いたします。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。「1 上河内町及び河内町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職する。」

「2 合併後、最初に行われる一般選挙から、宇都宮市議会議員の定数を50人とする。」

「3 合併後、最初に行われる一般選挙に限り、合併前の宇都宮市、上河内町及び河内町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の宇都宮市の区域を区域とする選挙区45人、合併前の上河内町の区域を区域とする選挙区1人、合併前の河内町の区域を区域とする選挙区4人とする。」ことといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。「資料3」、「参考資料」の4ページをお開きください。

まず中ほどの「人口」の欄のとおり、合併に伴い、新市の人口が50万人を超えますことから、議員の定数につきましては、地方自治法第91条の規定に基づき、条例で56人以内の定数を定めることとなります。本市の議会の議員の定数の考え方は、「人口1万人に対して議員1人」としていることから、新市におきましても、「1万人に1人の50人」といたしました。

また「選挙区」につきましては、公職選挙法第15条におきまして、条例で選挙区を設けることができることとなっており、今回の合併後の最初の一般選挙におきましては、「1市2町それぞれに選挙区を設け、合計3選挙区」で執行することになります。

次に、「各選挙区の定数」につきましては、公職選挙法施行令第9条におきまして、人口に比例しないで議員の定数を定めることができますことから、「宇都宮市45人」、「上河内町1人」、「河内町4人」として、「合計50人」とすることといたしました。

なお本案をまとめるに当たりましては、1市2町の正副議長が中心となって慎重に検討を重ね、各議会の意見を調整した結果、この案で「覚書」が締結されたところであります。

参考といたしまして、資料5ページに、既に合併した中核市のうち、議員定数を合併特例法によらず、本市と同様に地方自治法に基づいた2市の事例を記載しております。

以上で、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等をお願いいたします。よろしいですか。

ありがとうございます。それではご意見等ございませんので、皆様にお諮りをしたいと思います。議案第30号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。それではご異議がありませんので、議案第30号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第31号「地方税の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

総務部会長の五井渕でございます。

議案第31号「地方税の取扱いについて」、ご説明をいたします。

議案の内容ですが、本文中に記載のとおり、「地方税の取扱いについては、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。

ただし、事業所税³については、上河内町及び河内町の区域は、平成19年度は資産割⁴

³ 事業所税 都市環境の整備・改善関係事業に要する費用に充てるために課税する目的税で、一定規模以上の都市（人口30万人以上で政令で指定する都市等）が、事業所の床面積とその事業所に勤務する従業員数に応じて課税するもの。

⁴ 資産割 市内の事業所等の床面積に応じて課税するもの。

及び従業者割⁵とも課税免除，平成 20 年度から平成 23 年度までは資産割は 2 分の 1 課税，従業者割は全額課税とし，平成 24 年度から全額課税とする。

また，都市計画税⁶については，上河内町の区域は，平成 19 年度から平成 21 年度までは課税免除とし，平成 22 年度から宇都宮市の制度に統一する。」ことといたしました。

具体的な内容につきましては，「参考資料」の 7 ページをお開きいただきたいと存じます。

「1) 個人市町村民税」から，11 ページの「6) 入湯税」まで，及び 12 ページの「9) 鉱産税」，これにつきましては，「合併年度は現行のとおりとし，合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する」ということといたしました。

また同じページで上段の「7) 事業所税」につきましては，現状では宇都宮市のみが課税団体でありますことから，2 町の区域は新たに課税区域となるため，事業所への十分な周知期間が必要であること，また事業所側の申告事務準備など，納税のための準備期間が必要であること，納税者の税負担の急激な変化を緩和する必要があることなどから，「市町村の合併の特例等に関する法律」における課税免除と不均一課税の特例措置を適用し，「平成 19 年度は，資産割及び従業者割とも課税免除，平成 20 年度から平成 23 年度までは，資産割は 2 分の 1 課税，従業者割は全額課税とし，平成 24 年度から全額課税する」ことといたしました。

次に，「8) 都市計画税」につきましては，現状では，宇都宮市が制限税率を条例により軽減した 0.25%，上河内町につきましては課税なし，河内町が制限税率の 0.30% となっておりますが，河内町につきましては，「平成 19 年度から 0.25% に統一する」ことといたしました。

課題となっております上河内町の課税につきましては，税負担の急激な変化を緩和する必要があること，また納税者への周知期間が必要であること，納税準備の期間に配慮する必要があることなどから，先ほども申し上げましたけれども，「市町村の合併の特例等に関する法律」における課税免除の特例措置を適用し，「平成 19 年度から 21 年度までは課税免除，平成 22 年度から宇都宮市の制度に統一する」ということといたしました。

また，「先進事例」，「関係法令」等につきましては，13 ページから 15 ページに記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるよう，お願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局からの説明が終わりました。ご意見，ご質問をいただきたいと思います。いかが

⁵ 従業者割 市内の事業所等に勤務する従業者数に応じて課税するもの。

⁶ 都市計画税 都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に対して課税する目的税で，都市計画道路・下水道・公園などの都市施設の整備等に使われる。

でしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、皆様方にお諮りをいたします。議案第31号、
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第31号につきましては、原案
のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第32号「町名・字名の取扱いについて」、事務局の説明をお願いい
たします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第32号「町名・字名の取扱いについて」、ご説明いたします。

議案の内容であります。本文中に記載のとおり、「町名（住居表示等により字が廃止
され、町に画された区域の名称）は原則として現行のとおりとし、字名（前記以外の大字
で画された区域の名称）は、従前の名称から「大字」を削除し、末尾に「町」を加え、新
たに町を画する。

ただし、上記により同一の町名が生じることとなる場合には、宇都宮市の現行の町名と
紛らわしくないようにする」ことといたしました。

具体的な内容につきましては、「参考資料」の16ページをご覧くださいと存じま
す。

まず「現状」についてであります。 「1市2町の町名及び大字名の数」につきまして
は、中段に記載のとおりであります。「具体的な町名の表示方法」でございますが、協定
文（案）の前段部分につきましては、下段の【参考例1】にありますように、「上河内町
大字芦沼」は「宇都宮市芦沼町」になります。

協定文（案）のただし書きの部分については、【参考例2】にありますように、「同一
町名」としては「宇都宮市大塚町」と「河内町大字大塚」が該当しております。これにつ
きましては、紛らわしくないようにするため、「上大塚町」という案でいきたいと考えて
おります。

また、「1市2町の町名及び大字名」につきましては、17ページから19ページまで
に記載してございます。また「先進事例」、「関係法令」につきましては、次の20ペー
ジに記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局からの説明でございました。この件に関しまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、ないようでございますので、お諮りをしたいと思います。議案第32号につきましては、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第32号は、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第33号「交通関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第33号「交通関係事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「1 交通関係事業の取扱いについては、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。」

「2 市・町単独の運行補助や生活交通確保策については、特定の地域を対象とした事業であるため、当分の間は継続事業として実施するものとするが、新市移行後には一本化に向けた調整を行う。」

「3 上河内町における代替バスの取扱いについては、住民の移動手段を確保することができるよう、宇都宮市が策定した「宇都宮市生活交通確保プラン⁷」との整合を図ることとするが、地域の特性に応じた新たな交通移動手段が確保されるまでの間は、これまでの経緯等を踏まえ、現行のままとする。」ことといたしました。

具体的な内容でございますが、「参考資料」の21ページをお開きいただきたいと存じます。

まず現状についてであります。1 各種事業の実施状況及び2 各種制度の状況につきましては、記載のとおりであります。なお2のうち「生活交通確保対策事業」につきましては、路線バスの維持・存続のため、宇都宮市で21路線、河内町で5路線を対象に、地方バス路線維持費補助を実施しておりますが、各市町で差異があるものの、国や県の補助制度をもとに、バス路線の維持・存続に努めている施策でありますことから、「現行のままと引き継ぐ」ことといたしました。

次に、22ページをお開きいただきたいと存じます。「代替バス運行費補助」につつま

⁷宇都宮市生活交通確保プラン 市民のだれもが安全・安心に移動できる社会の実現に向け、日常生活に必要な移動手段の基本的な考え方を明らかにしたもので、市民に身近なバス交通の維持存続を図るとともに公共交通が不便な地域において乗合タクシーや企業バスの活用などによって、交通手段を確保することを目指している。

しては、上河内町において、交通弱者対策や地域内交通を確保するため、河内町を結ぶ1系統を含め、9系統のバスを運行委託しておりますが、地域住民にとって重要な生活交通となっておりますことから、地域の特性に応じた新たな交通移動手段が確保されるまでの間は、これまでの経緯等を踏まえ、「現行のまま引き継ぐ」ことといたしました。

今後、これらにつきましては、宇都宮市が策定いたしました「宇都宮市生活交通確保プラン」をもとに、地域の特性を踏まえながら、新市全体の公共交通ネットワークの構築に向け、協議調整を進めていくこととしております。

次に、「人にやさしいバス導入促進補助」につきましては、県の補助制度に基づき、県・市が協調して低床バスの導入を促進しているものでありますことから、「現行のまま引き継ぐ」ことといたしました。

なお「先進事例」につきましては、23ページに記載しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局からの説明でございました。この件に関しまして、ご意見、ご質問がございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。ないようでございますので、お諮りをいたしたいと思います。議案第33号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第33号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第34号「消防団関係事業の取扱いについて」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局〔五井渕総務部会長〕

議案第34号「消防団関係事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「1 消防団については、宇都宮市消防団に統合し、各町消防団は分団とする。」

「2 消防団員については、宇都宮市消防団に引き継ぐ。」

「3 消防団員の報酬・費用弁償については、宇都宮市の制度に統一する。」ことといたしました。

具体的な内容についてでございますが、「参考資料」の24ページをご覧いただきたいと存じます。

現在，１市２町とも，それぞれに消防団を設置しております。消防団は，地域への密着性，有事の動員力や即時対応力を有しておりますことから，大災害時をはじめとする有事の際に，地域の安全確保のため，大きな役割を担っております。市町合併の機会をとらえ，その充実・強化が求められているところであります。また，消防防災活動の一体性を確保するためにも統一した消防団が望まれますことから，「宇都宮市消防団に統合」しようとするものであります。また，「消防団員の報酬・費用弁償」につきましては，１市２町とも，それぞれ金額が異なっておりますが，「宇都宮市の制度に統一」しようとするものであります。

なお「先進事例」，「関係法令」につきましては，２５ページから２６ページに記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。ご意見，ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

ございませんので，お諮りをしたいと思います。議案第３４号は，原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議ありませんので，議案第３４号は，原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして，議案第３５号「社会福祉・援護関係事業の取扱いについて」，事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔加藤保健福祉部会長〕

保健福祉部会長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは，議案第３５号「社会福祉・援護関係事業の取扱いについて」，ご説明をいたします。

「社会福祉・援護関係事業の取扱い」については，次のとおりとする。「１ 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「２ 社会福祉協議会補助金については，新市に移行後３年を目途に調整する。」

「３ 上河内町及び河内町の生活保護関係事務については，合併時に宇都宮市が栃木県から引き継ぐ。」

「４ 上河内町及び河内町が実施している日本赤十字社事務については，宇都宮市社会

福祉協議会の事業として実施する。」ことといたしました。

引き続きまして、詳細についてご説明いたします。「参考資料」の２７ページをお開きください。

初めに「民生委員・児童委員数」につきましては、民生委員・児童委員の定数は、各町においては栃木県が決定しておりましたが、合併後は「宇都宮市が決定する」ととし、「民生委員推薦会及び人権擁護委員協議会」につきましては、「宇都宮市に設置されている組織に統合する」とことといたしました。

次に、２８ページの「社会福祉協議会」につきましては、「社会福祉法により合併が必要であり、補助については、新市に移行後３年を目途に調整を行う」とことといたしました。

次に、「戦没者追悼式、遺族会」につきましては、「宇都宮市の制度に統一する」とことといたしました。

次に、「生活保護の相談・申請受付」につきましては、各町で行っておりますが、申請受理、調査実施機関事務は栃木県の福祉事務所が執行していることから、「合併時に宇都宮市が栃木県から引き継ぐ」とことといたしました。

最後に、２９ページになりますが、「日本赤十字社の事業」、「社会福祉施設の整備費補助金交付事務」、「総合福祉センターの管理」につきましては、記載のとおり、「宇都宮市を基準に調整、統一する」とことといたしました。

なお、参考として「先進事例」を記載しております。

以上で、「社会福祉・援護関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局からの説明でございました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。よろしいですか。ございますか。

ないようでございますので、お諮りをしたいと思います。議案第３５号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。それでは原案のとおり決定をさせていただきたいと思います。

続きまして、議案第３６号「高齢者福祉関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔加藤保健福祉部会長〕

続きまして、議案第３６号「高齢者福祉関係事業の取扱いについて」、ご説明をいたし

ます。

「高齢者福祉関係事業の取扱いについて」は、次のとおりとする。「１ 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「２ 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね３年を目途に調整する。」

「３ 老人クラブ運営費助成については、宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「４ 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。」ことといたしました。

続きまして、詳細についてご説明いたします。「参考資料」の３２ページをお開きください。

「現状・課題・対応」であります、「人口」につきましては記載のとおりであります。

次に、「各種事業実施の状況」のうち、「高齢者保健福祉計画の策定・進行管理」，「老人福祉センターの管理運営」，３４ページになりますが、「理美容サービス事業」及び「寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業」につきましては、「合併までに方向付けを行い、速やかに調整を図る」ことといたしました。

次に、「緊急通報装置給付貸与事業」につきましては、運営方式や設置時の利用者負担等に違いがあるため、「合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね３年を目途に調整する」ことといたしました。

また、これら以外の事業については、「原則として宇都宮市の制度を基準に調整する」ことといたしました。

なお、参考として「先進事例」を記載しております。

以上で、「高齢者福祉関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

須藤委員，よろしくお願いいたします。

須藤委員

「老人クラブ運営費助成」についてお伺いしたいんですけれども、現在、県としても老人クラブのクラブ数が減っているという状況で、栃木県も今年度は、クラブ数の増加ということで推進をしている状態だと聞いております。河内町もそれに従いまして、今年度、クラブ数を増加するという目標を掲げまして、現在、行っているところですが、「宇都宮市の助成状況」を見ますと、「３０人から４９人」に対して「４万３，２００

円」という状況で、それ以下の人数のクラブに対しては助成がないという状況ですが、河内町で、今、29名以下のクラブというのが9つほどあるわけです。これから推進しようとしているクラブについても、おそらく現在組織化されていない自治会ですので、29人以下になる状況下にあると聞いております。

ということで、合併後、即、この基準を適用されるということになりますと、今年度、お願いして結成されたクラブも、来年度からは助成がなくなるというような状況にありますので、「宇都宮市を基準に調整する」というのは、いつを目途に調整するのかお伺いしたいのと、「30人から49人」という基準以下の老人クラブについての補助についてはお考えがないのかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。

それでは須藤委員のご質問に対しまして、事務局、お願いいたします。

事務局〔加藤保健福祉部会長〕

老人クラブの数が、全体的に、宇都宮も減少傾向にあるという状況は同じでございます。従いまして、そのクラブの増ということについても、宇都宮も同じような形でやっているところでございますが、ここに記載してあります「30人から49人」、30人以上ですね、これ以外にも、小規模な老人クラブについても、この形ではございませんが、助成をしているところでございます。従いまして、同様な形で、宇都宮市を基準として調整するという形でやっていくというふうな形で考えております。なお29人以下のクラブについては、努力ということで、30人以上に引き上げていただくということを目標としてお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長〔佐藤会長〕

須藤委員、よろしく申し上げます。

須藤委員

分かりました。ありがとうございました。

議長〔佐藤会長〕

ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、皆様方にお諮りをいたします。議案第36号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第36号につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第37号「障害者福祉関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔加藤保健福祉部会長〕

議案第37号「障害者福祉関係事業の取扱いについて」、ご説明をいたします。

「障害者福祉関係事業の取扱い」については、次のとおりとする。「1 障害者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「2 障害者社会参加推進イベントについては、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、3年を目途に調整する。」ことといたしました。

続きまして、詳細についてご説明をいたします。「参考資料」の38ページをご覧くださいと存じます。

「現状・課題・対応」でございますが、「人口」や「各種手帳所持者数」等につきましては記載のとおりでございます。

39ページをお開きください。「各種事業実施の状況」のうち、介護給付に係る障害程度区分の審査・判定を行います「市町村審査会」につきましては、審査会の構成や運営体制など調整を行いまして、「宇都宮市の審査会を残し、上河内町及び河内町の審査会は廃止する」ことといたしました。

次に、「地域生活支援事業」につきましては、障害者自立支援法の施行により新たに行われる事務事業でありますので、同一步調をとって構築を進めていきますが、調整が必要な場合には、「合併までに方向付けを行い、速やかに調整する」ことといたしました。

41ページをお開きいただきたいと思います。次に、「障害者社会参加推進イベント」につきましては、宇都宮市では「ふれあいスポーツ大会」や「ふれあい文化祭」など5事業、河内町では「高齢者・福祉運動会」と「重度障害者レクリエーション事業」の2事業が実施されており、地域特性があることから、「当分の間現行どおりとし、3年を目途に調整する」ことといたしました。

また、これら以外の事業につきましては、「原則として宇都宮市の制度を基準に調整する」ことといたしました。

なお、参考として「先進事例」を記載してございます。

以上で、「障害者福祉関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議をお願い

いたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、それでは皆様方にお諮りをいたします。議案第３７号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議ありませんので、議案第３７号は、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第３８号「児童福祉関係事業の取扱いについて」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局〔加藤保健福祉部会長〕

それでは、議案第３８号「児童福祉関係事業の取扱いについて」、ご説明をいたします。

「児童福祉関係事業の取扱い」については、次のとおりとする。「１ 児童福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「２ こども医療費助成事業については、宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「３ 保育料については、宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「４ 児童扶養手当等各種手当関係事務事業の取扱いについては、宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「５ 放課後児童健全育成事業における運営については、宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い、新市に移行後２年を目途に調整する。」

「６ 河内町で実施している運営費補助、園外保育費ですが、これについては、合併時に廃止する。」

「７ 上河内町及び河内町で実施している特別保育事業（小学校低学年児童の受入、保育所体験特別事業）については、合併時に廃止する。」ことといたしました。

続きまして、詳細についてご説明をいたします。「参考資料」の４３ページをご覧くださいと存じます。

「現状・課題・対応」であります、「人口」、「保育所数及び定員」、「入所児童数」等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、「こども医療費助成」につきましては、「小学校４年生以上」において取扱いが異なっておりますが、サービス水準の均衡を図るため、「宇都宮市の制度を基準に調整す

る」ことといたしました。

４４ページをお開きください。「保育料」及び「職員処遇」，「職員配置基準」につきましては，各市町において異なっておりますが，「宇都宮市の制度を基準に調整する」ことといたしました。

次に，「放課後児童健全育成事業運営」につきましては，「指導員配置基準」や「指導員報酬」のほか，事業の実施内容におきましても違いがあり，新市として事業を統一して実施する必要がありますことから，「宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い，新市に移行後，速やかに調整する」ことといたしました。

次に，「運営費補助」のうち「園外保育」につきましては，宇都宮市において既に廃止した事業であること，また「小学校低学年受入」，「保育所体験」などの「特別保育」については，現在，民間保育園において自主事業で実施していることなどから，これらの事業について，「廃止の方向で調整する」ことといたしました。

なお，参考として「先進事例」を記載してございます。

以上で，「児童福祉関係事業の取扱い」の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。議案第３８号につきまして，ご意見，ご質問等がございましたら，お願いをいたします。よろしいですか。

ないようでございますので，皆様方にお諮りをいたします。議案第３８号につきましては，原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので，議案第３８号につきましては，原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして，議案第３９号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」，事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔渡辺産業部会長〕

産業部会長の渡辺です。よろしくお願いいたします。

議案第３９号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」，ご説明いたします。

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」につきましては，次のとおりとする。

「１ 上河内町及び河内町の農業委員会は，合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。」

「２ 上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち，選挙委員は，市町村の合併の特例等

に関する法律第 11 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、宇都宮市農業委員会委員の残任期間、上河内及び河内町はそれぞれ 6 人に限り、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。」

「3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は、40 人とする。」

「4 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙区は、宇都宮市に 3 選挙区、上河内町及び河内町にそれぞれ 1 選挙区、合計で 5 選挙区を設ける。また、選挙区ごとの定数は、農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。」ということでございまして、詳細につきましては、「参考資料」46 ページ以下に記載してありますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問を頂きたいと存じます。いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、皆様方にお諮りをいたします。議案第 39 号につきまして、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第 39 号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第 40 号「商業・観光・工業関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔渡辺産業部会長〕

議案第 40 号「商業・観光・工業関係事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

「商業・観光・工業関係事業の取扱い」につきましては、次のとおりとする。「1 商業・観光・工業関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「2 中小企業者向け融資制度に関する市町村特別保証制度に加入し、制度融資については宇都宮市の制度に統一する。」

「3 商工会議所・商工会に対する補助金については、全体のバランスや事業内容を勘案し、調整を図る。」

「4 祭り等のイベントについては、地域特性を考慮し、当分の間は現行のとおりとする。」

「５ 観光協会については、それぞれの地域特性を有効に活用するとともに、効果的な観光振興が図られるよう統合に努める。」

「６ 上河内町の地域交流館の運営体制については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後、指定管理者制度⁸への移行が妥当と判断した場合には、当該施設が地域の雇用や農林業の振興等に寄与していることなどの観点から、非公募とすることも含め検討する。」ことといたしました。

詳細につきましては、「参考資料」５１ページ以下に記載しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。皆様方からご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、お諮りをいたします。議案第４０号につきまして、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議ありませんので、議案第４０号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第４１号「農林水産関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔渡辺産業部会長〕

議案第４１号「農林水産関係事業の取扱いについて」、ご説明いたします。

「農林水産関係事業の取扱い」につきましては、次のとおりとする。「１ 農林水産関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。」

「２ 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、合併後、新たな計画を策定するまでは、現行のとおりとする。」

「３ 水田農業構造改革対策事業（生産調整対策）の基本的な仕組みは、合併までに統一した基準で調整を図ることとするが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図る。」

「４ 農業金融対策事業における合併までの借入分については、現行のまま新市に引き

⁸指定管理者制度 地方自治法改正により創設された、公の施設の管理運営に関する制度。施設の管理委託先は、これまで市が出資する法人や公共的団体などに限られていたが、この制度の創設により民間事業者や特定非営利活動法人などの団体も含めて選考することが出来るようになった。

継ぐ。」

「 5 農業公社⁹については、合併時に統合できるよう調整する。」

「 6 市有林・部分林整備事業については、合併までに管理処分の統一に向け調整する。ただし、上河内町区域の宝ノ川地区の町有林については、市有林の整備・保全方針を踏まえ、森林の育成に努める。また、現在栃木県と契約している分収造林契約、平成27年まででございます、は、現行のまま新市に引き継ぐ。」

上河内中学校（旧小倉中学校及び旧鶴ヶ峰中学校）と上河内町（旧上河内村）との間で取り決めのあった元分収造林の収益の取扱いについては、学校の生徒により長年育てられてきた過去の経緯を踏まえ、収益の一部を上河内中学校へ還元するよう配慮する。」

「 7 農業集落排水施設の事業分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、使用料の体系及び金額については、段階的に統一を図る。」ことといたしました。

詳細につきましては、「参考資料」56ページ以下に記載してありますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問をお願いいたします。

小島委員、よろしくお願いします。

小島委員

「参考資料」56ページで、今、部会長から説明をいただきました。特に、この3番、生産調整対策そのものは、行政によって多少の違いはありますが、国の方針は大きな形で転換している。その中で、行政がしっかりと誘導をしていただく、この部分の認識は生産者も同じであります。ここの表現の中で言っている「合併までに統一した基準で調整を図ることとするが」とは、現実には、相当議論を重ね、検討も加えているのであらうと思いますけれども、調整の難しい部分というのは現実には存在するのか。来春までには、しっかりと新たな水田農業推進協議会というものが設立できるといった形での調整の見通し、この部分について問題点はあるかないかをお聞きしたいと思います。

議長〔佐藤会長〕

事務局、お願いいたします。

事務局〔渡辺産業部会長〕

⁹農業公社 経営規模の拡大等を目指す農業者に対し、農地を借り受けたり、農地の売買のあっせん等を行うことにより、農業経営規模の拡大や生産性の向上を図るために設立された団体

1市2町はこれまでも同じ農協管内でございますので、おおむねのところは調整できるものと思っております。ただ、合併後でなければ、新たな水田農業推進協議会は設立できませんので、合併後、メンバーなど含めて検討の上、再度設立ということになるということになります。

小島委員

ということになると、合併後ですから、19年春の設立を目指すことは無理であるということになるのでしょうか。

事務局〔渡辺産業部会長〕

いや、合併後速やかに設立を目指したいと考えております。

小島委員

速やかにと。ただし、年内にはある程度、生産調整の数量配分を確定して、1月、2月には、農家、生産者に配分をしなければいけないと思います。そうすると、19年に向けては、旧市・町のやり方で行うという形になると理解してよろしいでしょうか。

事務局〔渡辺産業部会長〕

はい、2月ごろだと思いますが、その時点では、まだ合併ということがなされていませんので、それぞれの地域の現在の形で生産調整の数量を配分ということになると考えています。

小島委員

理解をしました。もう一つお願いします。続いて5番、農業公社についての今後の見通しについて。これは、来春の合併時には設立なり、1市2町の中にしっかりと位置づけができるという認識を持ってよろしいでしょうか。

事務局〔渡辺産業部会長〕

農業公社につきましては、現在、統合に向けて調整するということで事務を進めております。ただ、現在幾つかの課題が出ています。プロパー社員¹⁰の問題とか、あるいは加工所などを持っている地域との調整などについて、現在、課題の調整を図っているところでございます。その調整が終わりましてから、今度は解散、統合するために、上河内町、河内町の農業公社につきましては解散をして、そして宇都宮市の農業公社に統合するとい

¹⁰ プロパー社員 地方公共団体等からの出向社員や契約社員ではない「正社員」のこと。

うことになります。県の認可や寄附行為の認可という手続きも踏まえます。あとは、登記を行わなければなりません。当初想定していたスケジュールより遅れそうですが、そこまでの手続を来年４月を目指して努力しております。

小島委員

理解しました。ありがとうございました。

議長〔佐藤会長〕

よろしいですか。ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、皆様方にお諮りをいたします。議案第４１号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議ありませんので、議案第４１号につきましては、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第４２号「建設関係事業の取扱いについて」、事務局からの説明をお願いします。

事務局〔津田建設部会長〕

建設部会長の津田でございます。

議案第４２号「建設関係事業の取扱いについて」をご説明いたします。

「建設関係事業の取扱い」については、次のとおりとする。「１ 道路・橋りょう等の整備事業のうち、継続事業については、新市においても引き続き実施する。また、道路・橋りょう等の整備計画については、段階的に調整する。」

「２ 道路・橋りょう等の維持管理・修繕のうち、緊急、応急的な修繕のあり方等については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。」

「３ 道路用地（幅員７メートル未満の生活道路用地）については、寄付とする。ただし、既に説明会を実施しているもの等については、事業の継続性等を考慮し、協議した上で、買収で対応する路線を決定する。」

「４ 新市の河川整備計画については、宇都宮市の計画を基に、速やかに策定する。」

「５ 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。」ことといたしました。

なお詳細につきましては、「参考資料」の６１ページから６３ページに記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

五月女委員，よろしくようお願いいたします。

五月女委員

調整の方向性の3番の件ですが、現在、河内町と上河内町は、道路買収に対しては、7m未満であっても買収で対応しております。これを急に宇都宮市の方式に従えといっても無理な話でありまして、調整の方向性に記載されている、「現在、協議をした上で、買収で対応する路線を決定」しますということになっていますが、特に河内町においては、市街化区域¹¹の道路の整備が遅れています。市街化区域ですから、当然土地の値段が高いです。それともう一つは、今まで買収で対応していたものを、急に寄付してくださいといったら、住民の理解が得られず、市街化区域の道路整備が進みません。その点で、現在、買収で対応する路線が幾つか挙がっていると思いますが、路線の追加に対しては、市はどのような形で考えているか。また、合併法定協議会というのは合併の過程であると思いますが、協議の中で買収で対応する路線の追加はあり得るのか。それを聞きたいと思います。

事務局〔津田建設部会長〕

ただいま協定項目の中でもご説明いたしましたとおり、7m未満の生活道路用地については、寄付ということで進めさせていただいていますが、基本的には、宇都宮市の制度に合わせていただきたいというのが1点でございます。なお、ただ地権者等への説明会を実施しているなど、既に、これは事業に着手しているという路線につきましては、事業の継続性を考慮し、買収で対応する路線を今後決定していきたいと考えております。

以上でございます。

五月女委員

今の説明は、地元の説明をしている路線については買収で対応しますという形ですね。河内町は今のところ4路線ですか、当然、学童とか、十字路で交通の安全に支障を来す路線であれば、追加をしても良いという解釈で構わないのでしょうか、

事務局〔津田建設部会長〕

¹¹ 市街化区域 都市計画法において、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

現在、私どもの部会のほうで挙がっております路線については、河内町は4路線、上河内町は2路線ということで聞いております。

五月女委員

こういうものが出ていますということを聞いているのではなく、路線の追加は認めるのでしょうかという質問をしているのです。何路線出ていますということではなくて、路線の追加を認めてほしいと。まだ合併は決定ではないのですから、お願いします。

議長〔佐藤会長〕

事務局、よろしいですか。今、このそ上にのっている協議案件以外の新たなものについては、道路以外についても、これは無理だと思うのです。合併が調っていないという話であつたとしても、そ上にのっているものを前提に皆さんと協議しているわけですから、この会議に次から次へと新たなものが出てくるとするのは、議論が出来なくなると思いますので、それは無理だと思います。

五月女委員

それでは、学童など、緊急性が生じる路線に対しても、現在挙がっている路線以外の追加は無理ですと。あくまでも寄付でお願いしますという形しかないわけですね。法定協議会というのは、合併に関する最高の決定機関だと思いますが、買収で対応する路線の追加については、協議会では議論はできないのでしょうか。

議長〔佐藤会長〕

もちろんおっしゃるとおり、この法定協の意見が尊重されることが当然だと思いますし、ただし、各町あるいは宇都宮市から事前に協議として挙げたもの、それはそれぞれの町で公式的に挙げていただいたものでありますから、それをもとに我々は議論をしておりますので、それが尊重されることは当然のことでありますし、当たり前だと思いますけれども、そこから次へと新しいものが出てくるとするのは、それは議論に対応できないと思います。

ですから、今、皆さんに議論をしていただいて、それを尊重しながら、最終的に1市2町が合併するところになるまでには、今のそ上に挙がっているものについて議論をする。それが我々の役割と責任だと思いますので、新たなものについては、今後、合併した後に協議をしていくということになると思います。

五月女委員

分かりました。

議長〔佐藤会長〕

これ以外の問題についても、合併をしたら、それぞれの地域でさまざまなまちづくりに関する案件が相当出てくると思います。そうしたものは、当然のように新市として対応していくことが当たり前になりますから、この合併協議の中で出た以外のものについては、もう何の議論もできないということではありませんので、その点はご理解をいただきたいと思います。

ほか、ございますでしょうか。

それでは、お諮りしてよろしいですか。議案第４２号については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。それでは、ご異議がありませんので、議案第４２号は、原案のとおり決定をさせていただきます。

続きまして、議案第４３号「都市計画関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔津田建設部会長〕

議案第４３号「都市計画関係事業の取扱いについて」をご説明いたします。

「都市計画関係事業の取扱い」については、次のとおりとする。「１ 合併後、新市全域での区域区分（線引き）¹²については、当面、現状を維持していくこととするが、都市計画決定の権限を有する県の次々期見直しまでに、新市全域で区域区分（線引き）を行い、新市が一体となった総合的なまちづくりを進める。」

「２ 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後も当分の間現行どおりとして、段階的に調整する。」

「３ 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。」

「４ 区画整理事業の実施については、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、土地区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。」ことといたしました。

¹² 区域区分（線引き） 無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止と、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を図ることを目的として、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の２つの区域に区分することをいう。

なお詳細につきましては、「参考資料」64ページから66ページに記載されておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

それでは、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでございますので、皆様方にお諮りをいたします。議案第43号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので、議案第43号は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第44号「水道関係事業の取扱いについて」、事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木上下水道部会長〕

上下水道部会長の鈴木でございます。

それでは、議案第44号「水道関係事業の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

「水道関係事業の取扱いについて」は、次のとおりとする。「1 上河内町の簡易水道事業は、合併時に宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営する。」

「2 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。」

「3 水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。」

「4 水道加入金は、宇都宮市の料金制度に統一する。」ことといたしました。

次に、具体的な内容につきましては、「参考資料」の67ページをご覧いただきたいと思います。

「現状・課題・対応」についてであります。区分1の「簡易水道」につきましては、「合併時に上河内町の簡易水道事業¹³を宇都宮市の水道事業に統合する」ものであります。

「2 水道拡張事業計画」についてであります。現在、宇都宮市におきましては、河内町を含め、「計画期間、平成6年から32年」、「計画給水人口49万500人」、

¹³ 簡易水道事業 給水人口が5千人以下の水道事業

「総事業費４４７億円」，「計画終了後の水道普及率１００％」の計画がありますが，「合併後３年以内に新市としての計画を策定」いたします。

「３ 水道料金」についてであります，一般家庭の多くが使用している「口径２０ミリ，月２０立方メートル」を使用した場合，宇都宮市と河内町が「３，１９７円」，上河内町が「３，５７０円」となっておりますが，「水道料金等審議会の審議を経た上で，合併後３～５年で段階的に調整」してまいります。

次ページの「４ 水道加入金」についてであります，一般家庭の多くが使用している「口径２０ミリ」で見ますと，宇都宮市と河内町が「１１万８，６５０円」，上河内町が「１２万円」と，ほぼ同等の金額となっておりますことから，「合併時に宇都宮市の料金制度に統一する」ものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど，お願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。ご意見，ご質問をいただきたいと思います。よろしいですか。

ないようでございますので，皆様方にお諮りをいたします。議案第４４号については，原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議がありませんので，議案第４４号は，原案のとおり決定をいたします。

続きまして，議案第４５号「下水道関係事業の取扱いについて」，事務局の説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木上下水道部会長〕

議案第４５号「下水道関係事業の取扱いについて」，ご説明いたします。

「下水道関係事業の取扱い」につきましては，次のとおりとする。「１ 下水道事業は，合併時に地方公営企業法を全部適用している宇都宮市の下水道事業に統合し，一の公営企業として運営する。」

「２ 下水道全体計画は，合併後の財政状況等を踏まえながら，合併後３年以内に，原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。」

「３ 下水道事業認可は，現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。」

「４ 公共下水道の整備は，当分の間現行どおりとし，合併後３年以内に現行の整備計

画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。」

「５、下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後３～５年で段階的に調整する。」

「６ 下水道受益者負担金・分担金については、宇都宮市の料金制度に統一する。ただし、上河内町及び河内町が定める現在の認可区域の単位負担金額は現行どおりとする。」ことといたしました。

次に、具体的な内容につきましては、「参考資料」の７１ページをご覧くださいと思います。

初めに、資料の訂正をお願いいたします。下水道関係の中の表下部の「現状・課題・対応」の区分番号「３」の中ですが、上河内町の「処理人口」が、「４,１２０人」となっておりますが、これを「３,７４０人」に訂正をお願いしたいと思います。

それでは内容についてご説明申し上げます。「現状・課題・対応」についてでございますが、区分「１」の「地方公営企業法の適用」につきましては、法適用及び会計区分は、宇都宮市が全部適用で企業会計を導入している一方で、上河内町と河内町は非適用で特別会計となっておりますことから、合併時に１つの公営企業として法の全部適用を行い、企業会計に移行するものです。

「４」の「公共下水道の整備」についてでございますが、整備率は、宇都宮市が「９３.８％」、上河内町「４８.０％」、河内町「４３.３％」でありますことから、「合併後３年以内に、現行の整備計画を段階的に調整の上、新市の整備計画を策定する」こととしております。

次ページの「５ 下水道使用料」についてでございますが、「月２０立方メートルを使用した場合」で見ますと、宇都宮市が「２,５７２円」、上河内町が「２,１００円」、河内町が「２,０４７円」となっております。これらの使用料につきましては、水道料金と同様、「水道料金等審議会の審議を経て、合併後３年から５年で段階的に調整していく」こととしております。

「６ 受益者負担金・分担金」についてであります。宇都宮市は、「これまでの整備状況に応じ、各負担区ごとに金額に差」がありますが、上河内町、河内町における現在の認可区域については、「合併後も現行の各町における単位負担金額を適用」しようとするものであります。なお、「受益者負担金・分担金の徴収猶予制度」につきましては、今後専門部会において協議・調整を図っていくことといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、皆様にお諮りをいたします。議案第４５号につきまして、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。ご異議ありませんので、議案第４５号につきましては、原案のとおり決定をいたします。

以上で、予定した審議事項につきましてはすべて終了いたしました。次に会議次第６の「その他」でございます。まず、委員の皆様方から何かございましたら、ご意見を願います。

五月女委員，よろしくお願いいたします。

五月女委員

合併に関する課題案件として残っていました「契約事務の取扱い」，これがいまだ審議にかかっておりませんが，合併協議会の審議にいつごろかかるのかをお聞きしたいと思います。

あともう一つですが，先ほど宇梶さんが言われました，河内町にとっても「地域自治制度」というのは非常に重要なことでありますから，「センター長の地位」，本庁の部長に準ずるとはどこまでを意味しているのかとか，または特別職の件とか名称の件，また権限の件について，河内町の方からもよろしくお願いいたしますと思います。

「契約事務の取扱い」の件について，お願いします。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございます。それでは「契約事務の取扱い」の件で，事務局から説明をお願いいたします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

ご説明をいたします。「契約事務の取扱い」につきまして，いつ諮るかというご質問でございますが，昨日，１市２町の専門部会が開催されまして，その中でこのことが議題に上がりまして，第４回，次回の合併協議会におきまして，協定項目の１つとしてお諮りする予定になってございます。よろしくお願いいたします。

議長〔佐藤会長〕

よろしいですか。ありがとうございます。

ほか，ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは，事務局の方で報告事項はありますか。よろしくお願いいたします。

事務局〔加藤保健福祉部会長〕

1点訂正をさせていただければと思います。先ほど須藤委員のご質問で、「老人クラブへの助成」につきましてですが、助成の対象は、「29人以下」の団体への助成はございませんで、30人以上、「30人から39人」というクラブへの助成を市単独で行っているところがございますが、したがって、宇都宮市の制度を基準に調整するということでございますので、出来る限り組織を統合していただくなどで、30人以上を確保していただければと考えております。訂正させていただきます。

議長〔佐藤会長〕

事務局，引き続きお願いします。

事務局〔鈴木事務局次長〕

事務局からご報告いたします。次回の合併協議会のスケジュールでございます。第4回合併協議会を9月28日木曜日午後2時から，こちらの14大会議室で開催をさせていただきたいと思います。28日木曜日午後2時から，市役所の14大会議室，こちらの会議室でお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長〔佐藤会長〕

ありがとうございました。

それでは，その他，ほかにまたありましたら，ご意見をいただきたいと思いますと思いますが，よろしいですか。

それでは，以上で第3回宇都宮地域合併協議会を終了いたします。委員の皆様方におかれましては，お忙しい中と存じますが，引き続き新しいまちづくりのために，第4回の会議もあわせて，ご尽力をお願いしたいと思います。

本日は，長時間にわたりまして，ご協議ありがとうございました。お疲れ様でした。

午前11時40分 閉会

— 了 —

宇都宮地域合併協議会会議運営規程第7条第1項の規程により，署名する。

署名委員 飯沼利夫

署名委員 高橋栄一